

実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 28 年 12 月 22 日公表）
- 実務対応報告公開草案第 50 号（実務対応報告第 24 号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下、実務対応報告第 18 号の改正案と合わせて「本公開草案」という。）（平成 28 年 12 月 22 日公表）

2. コメント募集期間

平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年 2 月 22 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）（平成 29 年 3 月 29 日公表）
- 改正実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、実務対応報告第 18 号と合わせて「本実務対応報告」という。）（平成 29 年 3 月 29 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	住友電気工業株式会社
CL2	株式会社プロネクサス ディスクロージャー研究部
CL3	有限責任 あずさ監査法人
CL4	日本公認会計士協会

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。
「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（質問1）国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用している場合の取扱い		
（全体を支持するコメント）		
1) 本公開草案の内容を支持する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>同意する。 （理由） 現在、IFRS 任意適用会社が増加しており、国内子会社等が IFRS 任意適用会社となる可能性が高くなる中、実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号で在外子会社等に国際財務報告基準の利用を認めた趣旨を踏まえると在外子会社等と国内子会社等の取扱いを同じにすることは適切であると考える。</p>	本公開草案に同意する意見である。
（質問2）その他		
（遡及修正に関するコメント）		
2) 経過措置の有無について確認したい。	<p>本公開草案におけるそれぞれの「適用時期等」の記載において「経過措置」の文言がない。経過措置のない「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当する場合、遡及適用による累積的影響額を前連結会計年度の期首残高に反映させるという取扱いで宜しいか確認させていただきたい。</p>	<p>本実務対応報告において、特定の経過的な取扱いは定めていない。そのため、本実務対応報告の適用初年度に「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」又は「持分法適用関連会社の会計処理の統一」の当面の取扱いを適用する場合は、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>謬の訂正に関する会計基準」(以下「企業会計基準第24号」という。)第6項(1)及び第7項(1)に従い、過去のすべての期間に遡及適用し、表示期間より前の期間に関する遡及適用による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映することとなる。</p>
<p>3) 会計基準の変更に関する経過措置を検討いただきたい。</p>	<p>日本の上場会社のIFRS適用増加に向けて、今回の改正実務対応報告がより多くの上場会社に活用されるよう、会計基準変更に関する経過措置として、適用時に過去の連結財務諸表を遡及修正せず、影響額を期首の利益剰余金に加減する方法として頂きたい。</p>	<p>指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している国内子会社及び国内関連会社(以下「国内子会社等」という。)は、指定国際会計基準への移行日から、指定国際会計基準に基づく連結財務諸表を作成するため、通常は、本実務対応報告の遡及適用に必要なデータを保持していると考えられる。</p> <p>また、本実務対応報告の当面の取扱いには、すべての企業に強制する取扱いではないため、遡及適用を免除する経過的な取扱いを設ける必要性が乏しいと考えられる。</p> <p>このため、特段の経過的な取扱いを設け</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		る必要はないと考えられる。
(その他のコメント)		
4) 国内子会社等が連結財務諸表をIFRSで作成している場合でも、日本基準による個別財務諸表も利用可能とすることを明確にしていきたい。	親会社での連結処理にあたっては、上場関係会社の連結財務諸表ではなく（上場関係会社の連結財務諸表を構成する）個別財務諸表を取り込むケースが多いと考えられること、また上場関係会社が連結財務諸表をIFRSで作成している場合でも、国内会社の個別財務諸表は会社法、税法対応のため日本基準での作成が必要であることから、目的が日本基準の連結財務諸表作成であることや修正仕訳軽減の観点も踏まえ、上場関係会社のIFRS連結財務諸表の作成基礎となっている日本基準による個別財務諸表も利用可能とすることを明確にして頂きたい。	本実務対応報告の見直しの趣旨は、指定国際会計基準等に移行した国内子会社等が、外部に公表しない日本基準による連結財務諸表を引き続き作成し、二重に連結決算を行うことから生じる実務上の負荷を回避することにある。 このため、指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している国内子会社等が本実務対応報告の当面の取扱いを適用する場合、親会社の連結決算手続においては、当該連結財務諸表を利用し、当該国内子会社等のグループ全体に指定国際会計基準を適用することを前提としている。
5) 会計方針の変更の適時性の観点から問題ないことを明確にすべきである。	日本企業が指定国際会計基準の任意適用を開始する場合、第1四半期からの移行に加え、年度の有価証券報告書を提出する時点からの移行も認められている。国内子会社等において年度末の有価証券報告書から指定国際会計基準に移行するが、親会社の連結財務諸表作成において本公開草案の提案を翌第1四半期から適用する場合、会計方針の変更の適時性の観点から問題にならないことを明確にすべきと考える。	国内子会社等が年度末の有価証券報告書から指定国際会計基準に移行する場合、親会社の連結計算書類においては、国内子会社等で日本基準により作成した会社法に基づく連結計算書類を取り込む

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ことになる。</p> <p>ここで、親会社の有価証券報告書において、連結計算書類との整合性を重視し、日本基準により作成した国内子会社等の連結財務諸表を取り込むか、年度末の国内子会社等の有価証券報告書との整合性を重視し、指定国際会計基準により作成した国内子会社等の連結財務諸表を取り込むかは、当該親会社の判断の問題であり、適時性の問題ではないと考えられる。</p> <p>そのため、親会社の連結財務諸表作成において本実務対応報告を翌第1四半期から適用する場合でも、会計方針の変更の適時性の観点から問題にはならないと考えられる。</p>
<p>6) 当面の取扱いにおける表示及び開示に関する取扱いを明記していただきたい。</p>	<p>今般、国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、それを連結決算手続上利用することができるものとされたが、当該国内子会社において連結財務諸表規則第93条及び第94条に基づき、指定国際会計基準や修正国際基準に従って行われた表示及び開示について、親会社の連結財務諸表上、どのように取り扱うか明確ではないと考えられる。</p>	<p>今回の改正により、IFRSに準拠した子会社の財務諸表を連結決算手続上利用できる範囲が拡大するが、日本基準に従った親会社の連結財務諸表の表示及び開示に関しては、従来と同様に、原則として、「連結財務諸表に関する会計基準」等に従うこ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>このため、従来の在外子会社も含め、子会社の国際財務報告基準又は米国会計基準による財務諸表を利用する場合の表示及び開示の取扱いに関する貴委員会の考え方を明記してはどうか。</p>	<p>とになる。</p>

以 上